

「江東区A I デマンド交通実証運行」運行業務
仕様書

令和8年5月
江東区

1 業務名称

「江東区A I デマンド交通実証運行」運行業務

2 事業実施目的

高齢者や子育て世帯等の移動支援が必要な区民を対象に、都営バス路線網を補完する区域内（ラストワンマイル）の移動手段として、導入効果が高いと見込まれる南砂地域において、令和9年度にA I デマンド交通による実証運行を実施し、その有効性を検証することを目的とする。

3 委託期間

協定期間 協定締結日から令和10年3月31日

運行期間 令和9年5月から令和10年3月31日（予定）

4 事業概要

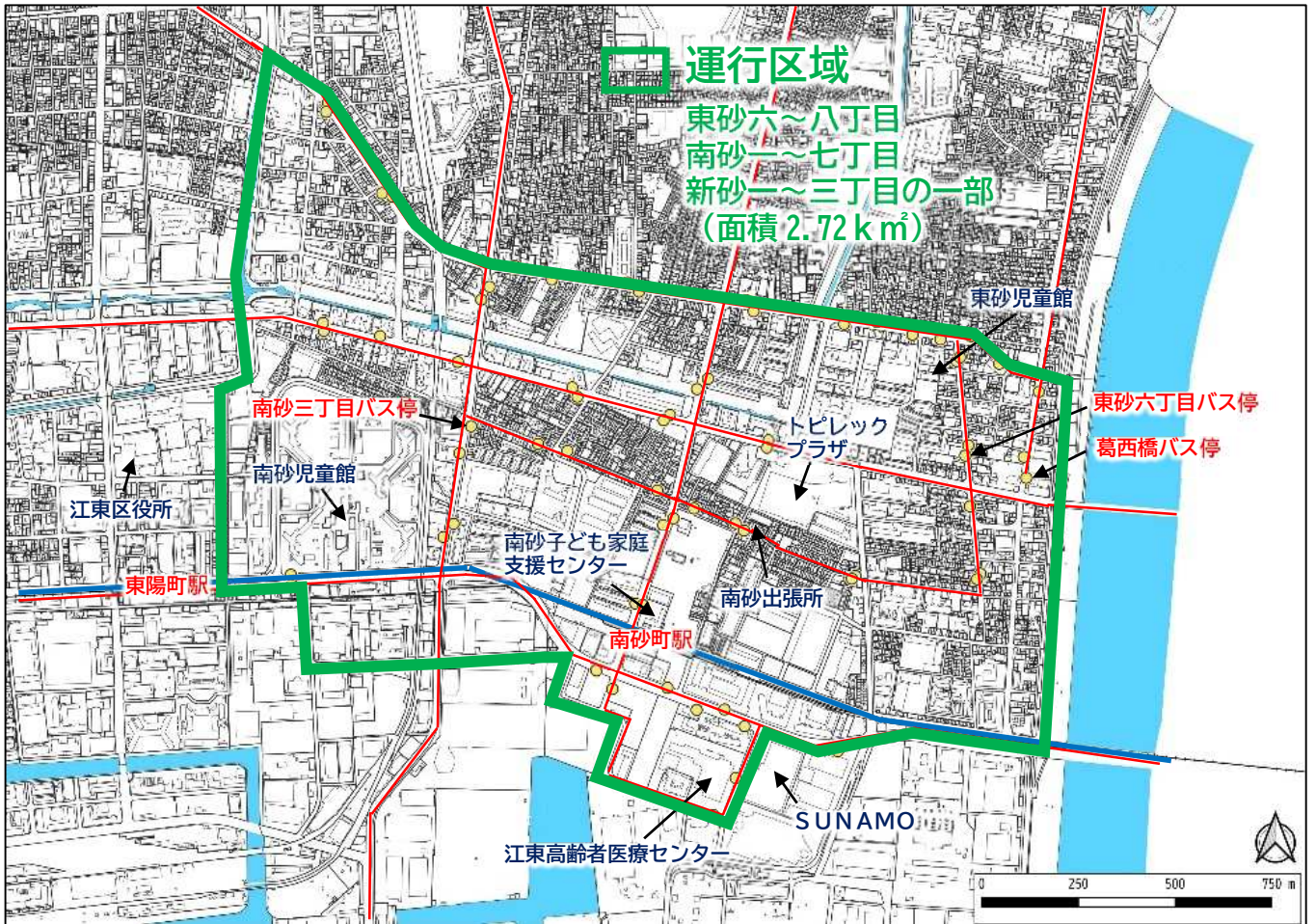
事業概要については、表のとおりとする。

【事業概要】

項目	内容
(1) 実施体制	運行主体：江東区 システム事業者：プロポーザル方式で決定 運行事業者：価格提案による公募で決定
(2) 事業認可申請	道路運送法第21条許可
(3) 運行期間	令和9年5月（予定）～令和10年3月
(4) 運行日時	毎日、年末年始（12/29～1/3）は運休 7時30分～19時00分
(5) 運行形態	デマンド交通（予約型乗合運行） ※A I 配車システムを導入
(6) 予約方法	アプリによる受付（24時間対応） コールセンター開設時間（7時00分～19時00分） 当日分の予約は（7時00分～18時00分）

(7) 運行区域及び乗降スポット	別紙のとおり 25箇所程度
(8) 車両	台数：1台 車種：ワゴン車両を想定 定員：9人以上10人以下（運転手含む）
(9) 利用対象者	<p>利用対象者は、高齢者や子育て世帯等を基本とし、区域外の方も利用可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（65歳以上） ・子育て世帯（妊婦、小学生以下の子ども及び同乗する保護者等※） ・障害者等（身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介助者1名） <p>※ 保護者等とは、親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者及び中学生の子ども</p>
(10) 運賃	<p>① 高齢者、子育て世帯の保護者等、障害者等：300円</p> <p>② 小学生：150円</p> <p>③ 未就学児：無料</p> <p>④ ①～③に該当しない方：500円</p>
(11) 周知・PR及び利用促進	チラシ、HP、SNS等による広報 説明会の開催、高齢者を対象としたスマホ教室

【運行区域図】



5 事業範囲

本業務は、江東区が別途契約する「江東区A I デマンド交通実証運行」システム導入業務委託に係る公募型プロポーザルにより選定された委託会社（以下、システム事業者）が用意する配車システムを用いて運行するものとする。

業務範囲は以下のとおりとする。

令和8年度	江東区	システム事業者	運行事業者【本仕様書】
配車システムの構築		○	
プロジェクトマネジメント		○	
周知用チラシの作成		○	
車両貼付用マグネット制作		○	
使用する端末の用意		○	
コールセンター準備		○	
操作研修・説明会支援		○	
道路運送法第21条申請			○
乗降スポットの設置	○		
周知・PR・説明会	○		

令和9年度	江東区	システム事業者	運行事業者【本仕様書】
運行車両の用意			○
車両の運行			○
運賃收受、清算			○
システム運用		○	
プロジェクトマネジメント		○	

コールセンター運営 ・予約受付 ・配車指示 ・問い合わせ対応		○	
問い合わせ対応 (実証運行全般)	○		
周知・P R	○		
事業評価・検証	○		

6 業務内容

令和8年度

(1) 運行準備

- ・運行開始日までに実証運行に必要な道路運送法第21条許可申請を行うこと。許可申請に要する費用は受託者の負担とする。
- ・運行開始日までに各種法令に基づく許可、認可及び施設、整備、体制を整え、問題なく運行できるようにすること。
- ・本実証運行に係る周知及びP Rは、江東区を主体として実施するものとするが、受託者は、江東区が実施する周知等に関し、運行内容に関する情報提供、運行現場における掲示等において可能な範囲で協力すること。

令和9年度

(1) 運行車両

- ・受託者が所有する事業用の車両を使用する。
- ・車両種別は乗用ワゴン車（ワンボックス型）とし、乗車定員は9人以上10人以下（運転手を含む）とする。
- ・車いす、シルバーカー及びベビーカー等を折りたたみで積載対応が可能である車両とするが、福祉用途に特化した構造及び設備（車いす固定装置やリフト、スロープ等）は必須とするものではない。
- ・車両点検や故障等の際は、同等仕様以上の車両により運行を維持すること。

- と。
- ・運行にあたってはデマンド交通であることが分かるよう、江東区より貸与するマグネットシートを貼りつけること。
 - ・車両の点検、清掃及び調整を実施すること。

(2) 運行業務

- ・受託者は、車両の運行を行うこと。
- ・運行日時は、毎日、7時30分～19時00分とする。
なお、年末年始（12/29～1/3）は運休とする。
- ・受託者は、指定する運行時間帯において運行が可能となるよう、必要な運行体制を確保するものとする。ただし、当該体制の構築及び運用にあたっては、運転者の労働条件が関係法令に抵触しないよう、勤務時間管理、休憩及び休息時間の確保等について適切な措置を講じること。
- ・運転者は、利用者から運賃を受領し運行日ごとに精算すること。
- ・受託者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- ・受託者は、事故や天候不良等により運行に運休が生じた場合は、その都度遅滞なく江東区へ報告するとともに、当該便を予約している利用者にもその旨連絡を行うこと。
- ・本実証運行に係る周知及びPRは、江東区を主体として実施するものとするが、受託者は、江東区が実施する周知等に関し、運行内容に関する情報提供、運行現場における掲示において可能な範囲で協力すること。
- ・本実証運行にあたり、利用実態の把握等を目的としたアンケート調査を実施する。受託者は、当該アンケート調査の実施にあたり、利用者への案内、調査票の配布及び回収等など、その他必要な協力を行うこと。

(運行に関する一般的な事項)

- ・運行業務の履行にあたり、江東区または第三者に対して、損害が発生した場合は、受託者がその損害賠償の責任を負い、処理等を行うものとする。
- ・受託者は、事故の発生等、運行事業遂行に障害が発生した場合には、江

東区へ速やかに連絡し、代替車両の手配等を行うこと。また、事故が発生した場合は、事故報告書を提出すること。

- ・受託者は、利用者数、利用料金収入、利用時間帯、乗降地点及び走行距離等の運行記録に関する日報を作成し、月毎にとりまとめ、翌月15日までに江東区に提出すること。

(運行上の注意)

- ・敷地内に停車する際には、人の通行や駐車の影響にならないよう十分配慮すること。
- ・道路上において利用者を乗降させる場合は、車両左側（歩道側）からの乗降を基本とする。道路反対側に待機する利用者を乗車させる場合は、周囲の交通状況を確認し、安全に乗車できるよう適切な誘導を行うこと。
- ・利用者が乗車する際には、予約した本人であるかどうか及び目的地を確認すること。
- ・利用料金の受領は原則として降車時に行うこと。
- ・交通事情などにより、迎えの時間に大幅な遅延が見込まれる場合は、予約センターに連絡し、予約者に電話連絡してもらうなどの適切な対応を行うこと。
- ・運行については、試運転等を含む運行業務の準備を行うこと。
- ・本実証運行は、介護及び介助を提供する福祉輸送を目的としたものではないことから、利用対象者は、「自力での移動が可能で、車いすを折りたたんで乗車可能な者」または、「介助者が同伴し当該介助者による対応が可能な者」を原則とする。ただし、介助者が同伴していない場合に介助を要する状況が生じた場合には、運行に支障のない範囲内で、受託者が対応可能な軽微な補助を行うものとする。

(3) 業務執行体制

- ・受託者は、本業務に対する責任者を選任すること。
- ・責任者は、本業務に関する代表者として連絡体制を整え、緊急時及び平

常時の連絡、情報伝達が円滑にできるようにしておくこと。

- ・運転者は、法令等を遵守するとともに安全運行に万全を期し、運転業務にあたること。

7 協定書の締結

江東区A I デマンド交通実証運行にあたり、本実証事業の運行業務に関して基本的枠組みを定める「江東区A I デマンド交通実証運行」運行業務に関する基本協定書を江東区と運行事業者の二者で内容を協議の上、締結する。

また、令和9年度分の契約は、令和8年度の履行状況が良好な場合に限り、「江東区A I デマンド交通実証運行」運行事業者公募の際に提出した価格提案書に記載の1日あたりの金額に基づき算定される額を上限として、令和9年度予算の議決後に同委託の相手方と別途締結する。

なお、システム事業者を含む三者間での調整が必要な事項については別途締結する江東区A I デマンド交通実証運行に関する三者協定書で定める。

8 運行経費の負担

「江東区A I デマンド交通実証運行」運行事業者公募の際に提出した価格提案書に記載の1日あたりの金額に基づき算定される上限額から、運賃収入を差し引いた金額を、請求に基づき予算の範囲内で支出する。支払い時期及び方法は、別途協議のうえ令和9年度分の契約にて定める。

また、キャッシュレス決済による支払いなど、システム事業者を含む調整が必要な事項については、江東区A I デマンド交通実証運行に関する三者協定書により別途協議のうえ定める。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するため、江東区担当者と連絡調整を密にし、必要に応じて適宜打合せを行うこと。
- (2) 業務遂行中に受託者が第三者に損害を与えた場合には、速やかに江東区へ連絡すること。また、その場合の損害賠償責任は受託者が負うこと。
- (3) 本業務により知り得た内容、結果及び個人情報等を本業務以外の目的に

使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。

- (4) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託予定先の会社概要、再委託の業務内容及び業務管理体制等を記載した書面を江東区に提出し、承認を得ること。

1 0 協議

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、江東区との協議により定めるものとする。

1 1 担当

江東区土木部地域交通課交通係 野呂、橋本、望戸

電話：03-3647-4784

FAX：03-3647-9287

メール：kotsu-k@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28